

宿泊税の制度案について

千葉県



目次

1 税導入の背景

- (1) 新税導入の意義・必要性
- (2) 千葉県観光の現状

2 宿泊税の使途

- (1) 千葉県観光の目指す方向性と推進主体
- (2) 県と市町村・DMO等との役割分担
- (3) 千葉県の取組と事業規模
- (4) 想定される使途のイメージ

3 宿泊税の制度概要

- (1) 制度概要
- (2) 課税客体、納税義務者、課税標準
- (3) 税率、免税点
- (4) 課税免除
- (5) 財源管理、使途の検証
- (6) 条例見直し

参考

- ・市町村が独自に宿泊税を導入する場合の徴収事務

1 税導入の背景

2 宿泊税の使途

3 宿泊税の制度概要

参考

※千葉県の新しい観光振興に向けた研究会 意見書より

千葉県観光の特徴

千葉県は、多様な自然、農林水産物や豊かな食文化に加え、集客力の高いテーマパークやレジャー施設など、**多くの観光資源に恵まれる**。また、成田空港や東京湾アクアラインにより世界や国内の多くの都市と結ばれていることから、**本県を訪れる観光客は多く、統計等を見ても全国的に上位**に位置している。

情勢変化と課題

新型コロナウイルス感染症の収束に伴い観光客数が回復・増加に転じる一方で、個人旅行の増加等による旅行ニーズの変化等により、千葉県においては、主に以下の課題が広域で表面化してきている。

- ・ **観光・宿泊業界は、全国的にみても、現場を支える人材の求職者が少ないという構造的な課題に加え、感染症の影響等により離職した人材の復職が十分でないことから、他業種と比較しても、人手不足感が特に高いとされている。**
- ・ 全国的にみても多様な地域資源に恵まれているが、人材・資金不足等から**観光資源の発掘・磨き上げが行われず、新たな旅のスタイルへの対応が十分でない**事例も見られる。
- ・ 訪日客の大部分は都心に直行すると言われている。このため、県内滞在時間は短く、県内周遊客もあまり多くなく、**他地域と比較してインバウンドの回復による経済効果は大きくない**との声も聞く。
- ・ 地域の魅力発信、観光・宿泊施設等の経営改善等には、**デジタル技術の効果的な活用**も有効であるが、人材・資金不足や経営者意識の問題等により、**現時点での導入はあまり進んでいない**とされる。

1 (1) 新税導入の意義・必要性

今後の千葉県観光の目指すべき取組の方向性

観光人材の確保・育成・定着	観光地全体の経営・地域づくりを担う中核人材の育成、外国人材の活用
持続可能な観光地づくり	地域の自然や文化等の魅力を再認識し、観光資源の発掘・磨き上げ
インバウンドの推進	訪日客の県内周遊・滞在の促進
デジタル技術の活用	ビッグデータを活用した情報提供、D X 推進による業務効率化・経営改善



これらの取組を行うため、中長期的な安定財源を確保する必要がある

安定財源の検討 ※千葉県観光振興財源検討会議において整理

○地方自治体の自主財源の種別である、地方税・分担金・負担金・使用料・手数料・寄附金のうち観光振興という特定の目的を実現するための財源として「安定性・継続性」「受益と負担」「規模」の観点から**地方税が最も適当である**と整理。

○旅行者が千葉県を訪れた際の入域や宿泊などの観光行動に着目して課税対象の比較を実施し、**宿泊行為への課税が妥当である**と整理。

地方自治体の自主財源の種別①

種類	内容	主な事例
地方税	地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達の目的を持って、その課税権に基づき賦課・徴収するもの。	・宿泊税 ・環境協力税
分担金	地方公共団体が行う特定の事業に必要な費用に充てるため、特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収するもの。	・土地改良事業分担金
負担金	①法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から、その事業経費を受益等の程度に応じて徴収するもの。 ②財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの。	・道路に関する工事の実施に伴う負担金
使用料	行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対し、その反対給付として徴収するもの。	・道路占用料
手数料	特定の者に提供する役務に対し、その対価として徴収するもの。	・戸籍住民登録手数料
寄附金	無償で金銭その他の財産を供与するもの。	・ふるさと納税

地方自治体の自主財源の種別②

種類	安定性・継続性	受益と負担	規模
地方税	安定的・継続的な確保が可能	受益者を広く設定のうえ負担を求めることが可能	一定規模の確保が可能
分担金	安定的だが継続的な確保が困難	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある	規模は限定的
負担金	安定的・継続的な確保が可能	受益者が必ずしも負担する必要はない	一定規模の確保が可能
使用料	安定的・継続的な確保が可能	受益者が必ずしも負担する必要はない	一定規模の確保が可能
手数料	安定的・継続的な確保が可能	受益者が必ずしも負担する必要はない	一定規模の確保が可能
寄附金	安定的・継続的な確保が困難	受益者が必ずしも負担する必要はない	一定規模の確保が可能

観光行動に着目した課税対象の比較検討

観光行動	課税対象	課税対象の捕捉	課税対象の捕捉に係る徴税コスト
入域	千葉県への入域行為	捕捉が難しい (手段が多岐に亘る)	莫大なコストがかかる
宿泊	ホテルや旅館等への宿泊行為	比較的捕捉しやすい	比較的成本がかからない
交通機関利用	交通機関（鉄道・バス等）の利用	捕捉が難しい (旅行者の判別が困難)	莫大なコストがかかる
駐車場利用	有料駐車場の利用	捕捉が難しい (旅行者の判別が困難)	莫大なコストがかかる
飲食	飲食店等での飲食行為	捕捉が難しい (旅行者の判別が困難)	莫大なコストがかかる

観光振興を目的とした法定外目的税として、**宿泊税**を導入する。

<考え方>

- ① 課税方式 **県内観光の持続的な発展に向けて、県が新たな観光振興に取り組むための安定的な財源を確保する**という、特定の目的のために財源を確保することを踏まえ、「**法定外目的税**」とする。
- ② 名称 納税者にとってのわかりやすさや、他の自治体との整合という観点から、名称は「**宿泊税**」とする。

(参考) 法定外目的税とは

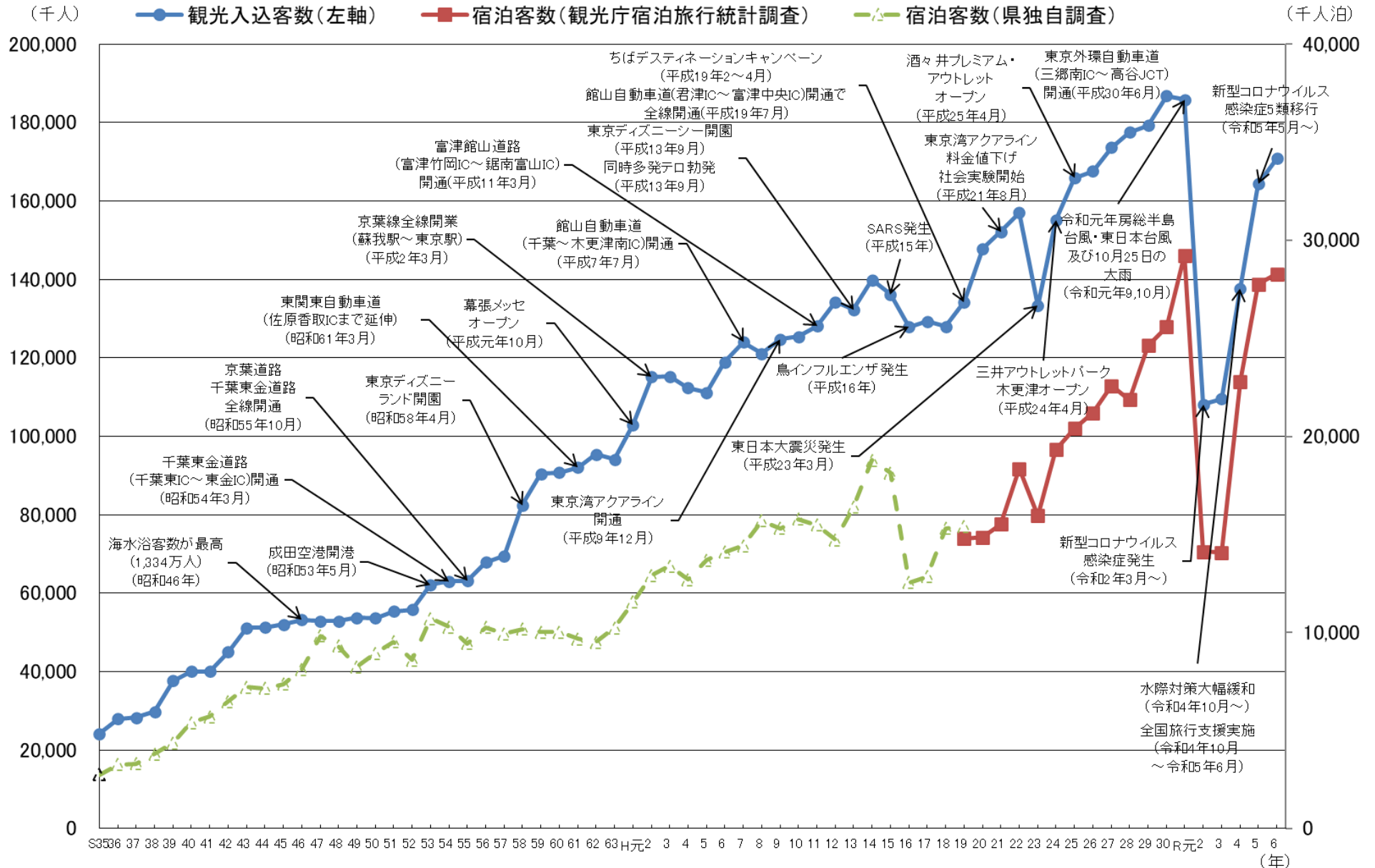
- ・ 都道府県、市区町村は法律に定めのある税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができ、これを**法定外税**といいます。（法定外税の導入には、条例議決後に国へ協議し、同意を得る必要があります）
- ・ 法定外税のうち、**税収の使途が特定されているものを法定外目的税**といいます。
主な法定外目的税の例：**宿泊税**、産業廃棄物税、環境協力税 等

(参考) 宿泊税の導入自治体

- ・ 宿泊税は、次の45の自治体で既に導入されています。（R8.6.1時点）
（都道府県）東京都、大阪府、福岡県、宮城県、広島県、北海道、長野県
（市町村）京都市、金沢市、福岡市、北九州市、長崎市、札幌市 他32市町村
※このほか、全国各地の自治体で導入に向けた検討が行われています。

1 (2) 千葉県観光の現状①

千葉県観光入込客数（延べ人数）の推移及び千葉県観光の沿革



1 (2) 千葉県観光の現状②

令和6年宿泊者数

観光庁宿泊旅行統計調査（令和6年1月～12月）

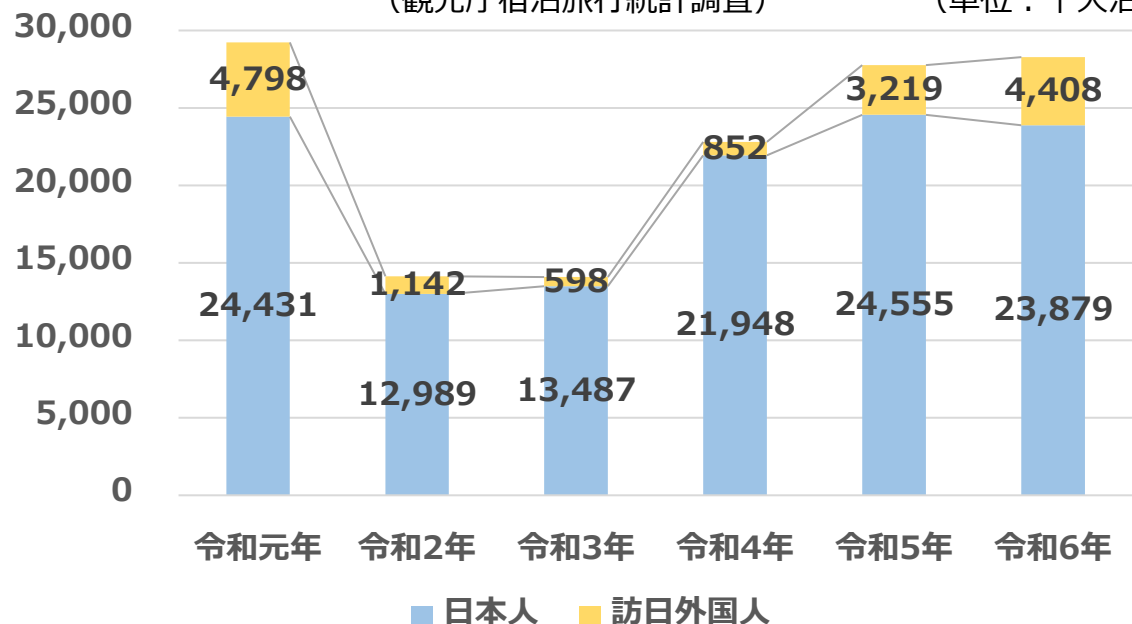
（単位：万人）

宿泊者数（延べ人数）		
1位	東京都	11,035
2位	大阪府	5,743
3位	北海道	4,463
4位	京都府	3,421
5位	沖縄県	3,128
6位	千葉県	2,829
7位	神奈川県	2,610
8位	福岡県	2,395
9位	静岡県	2,300
10位	愛知県	2,132

千葉県の過去6年間の宿泊者数（延べ人数）推移

（観光庁宿泊旅行統計調査）

（単位：千人泊）



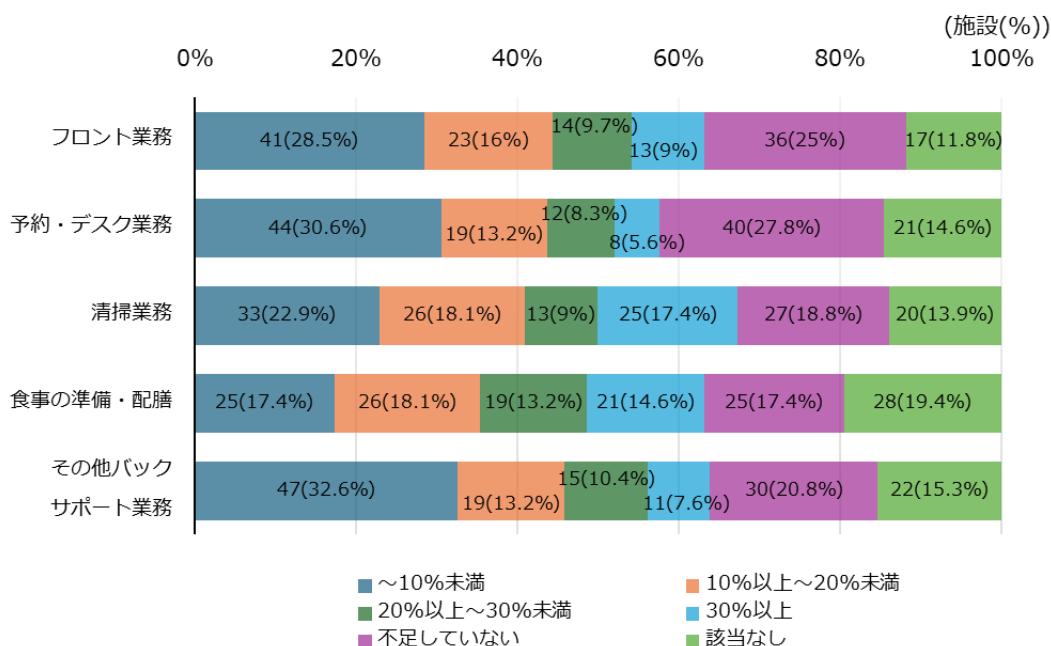
1 (2) 千葉県観光の現状③

宿泊事業者が抱える課題についてアンケートの実施結果 (回答数144)

宿泊事業者の人手不足の状況

人手が不足している（「不足していない」「該当なし」以外の回答）と回答した割合は、フロント業務は63.2%、予約・デスク業務は57.6%、清掃業務は67.4%、食事の準備・配膳は63.3%、その他バックサポート業務は63.8%であった。

問. 実際に必要と考える人数を母数として、何%くらい人手が不足していますか。



宿泊施設の課題

「物価高騰や人手不足等により悪化している経営を改善したい」（53.5%）、「施設の快適性や利便性を向上させたい」（88.2%）、「アプリ、ウェブサイトの活用等による効果的な情報提供を行いたい」（60.4%）が50%を超えた。

宿泊施設の課題	回答数	割合
物価高騰や人手不足等により悪化している経営を改善したい	77	53.5%
外国人材を雇用したいため、雇用の方法等の情報を取得したい	12	8.3%
職場環境等を改善したい	64	44.4%
職員のおもてなし研修等の研修を実施したい	36	25.0%
省力化のためロボット等を導入したい	36	25.0%
施設の快適性や利便性を向上させたい	127	88.2%
車いす利用者や高齢者に配慮した施設のバリアフリー化を進めたい	34	23.6%
外国人向けの情報発信を行いたい	57	39.6%
外国人向けの施設整備を進めたい	50	34.7%
外国人対応できる職員がいない、少ないため増やしたい	56	38.9%
アプリ、ウェブサイトの活用等による効果的な情報提供を行いたい	87	60.4%
デジタル技術を活用した業務効率化を進めたい	68	47.2%

1 税導入の背景

2 宿泊税の使途

3 宿泊税の制度概要

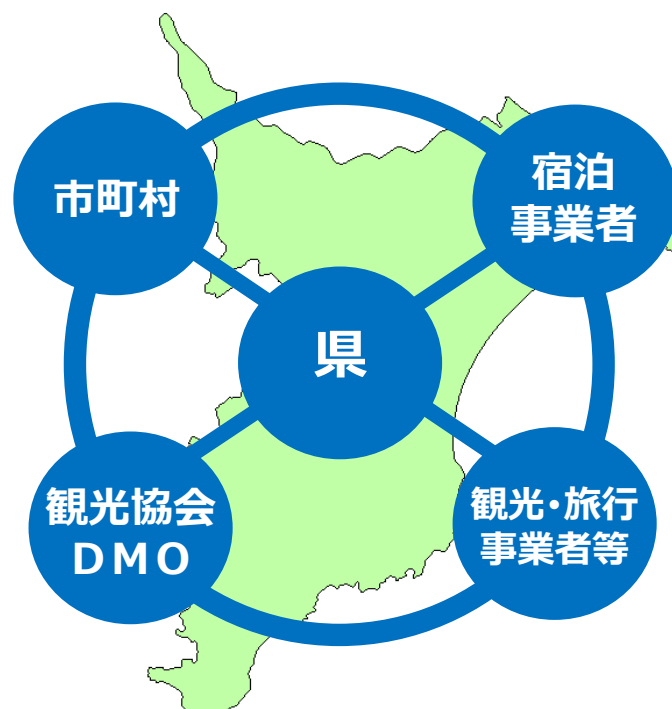
参考

2（1）千葉県観光の目指す方向性と推進主体

本県は半島という地理的な特殊性もある中で、10年、20年先の将来を見据え、宿泊税を県税として導入して新たな観光振興施策を実施し、**県内の各観光地の魅力を向上させ、国内外の旅行者に選ばれるような目的地とすることにより、地域の雇用と消費を生み出すことを目指す。**

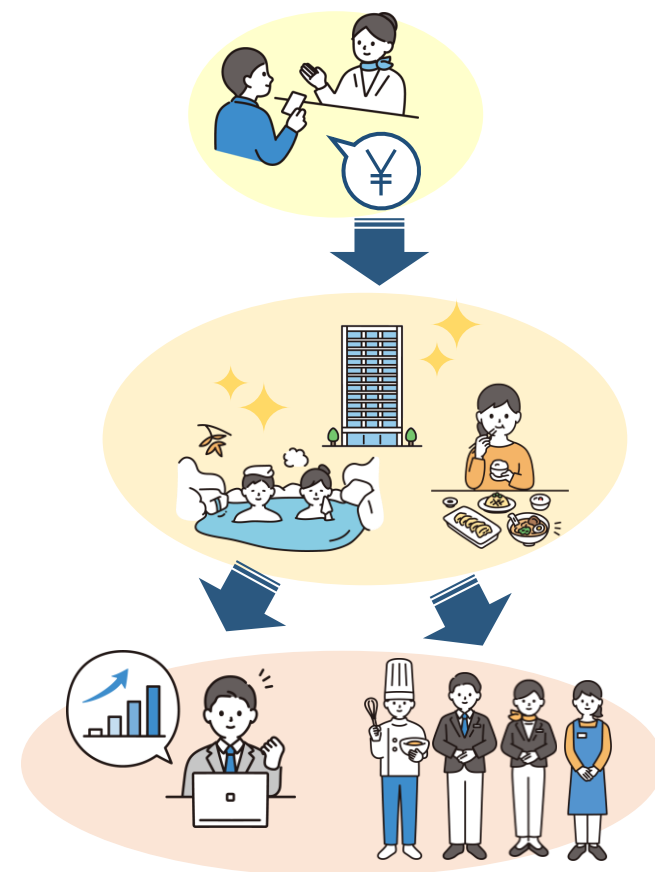
推進主体のイメージ

各主体が連携して、県全域の魅力を高めるために観光振興に取り組む



※DMO（観光地域づくり法人）とは

地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協同しながら、戦略を策定・実施するための調整機能を備えた法人



2 (2) 県と市町村・DMO等との役割分担

半島という地理的な特殊性を抱える本県においては、県と市町村が一体となって県全体で観光振興に取り組んでいく必要があることから、県と市町村・DMOの役割分担や取組の方向性を整理した

県

○ 県全体の観光振興の促進、持続可能な観光地づくり

- ・広域的な観点でスケールメリットを活かした取組を実施し、**観光・宿泊事業者を支援**する
- ・本県の豊かな自然などを活かした**市町村域をまたがる観光地づくり**に主体的に取り組むなど、**県内観光地の全体的な底上げ**を図る
- ・地域の事情に配慮した観光地づくりを促進するため、**県内市町村・DMOを支援（交付金）**

市町村・DMO等（交付金）

○ 地域ブランディングの確立、観光客と地域住民双方に配慮した観光振興

マーケティングに基づいた**戦略的プロモーション**や**地域ブランディング**を実施するとともに、観光客と地域住民双方に配慮した**観光地マネジメント**を行う

○ 地域連携による周遊の促進

近隣の周遊も楽しめる地域となり、**広域としての認知度を国内外で高める**

市町村（独自課税）

○ 市町村の観光消費額増加や課題解決等に特化した施策

（例）

- ・観光による消費拡大を図るクーポン事業など
- ・観光資源になっている自然環境の保全・再生など

○ 左記の取組をさらに推進する施策

再整理

【参考】 R7.1「宿泊税導入に向けた市町村向け意見交換会」で示した県と市町村・DMO等の役割分担

県

○ 県全体の観光振興の促進

- ・各地域の事情に配慮し、県内市町村・DMO等を支援
- ・広域的な観点でスケールメリットを活かした取組を実施し、観光・宿泊事業者を支援するとともに、県内の観光地の全体的な底上げを図る

市町村・DMO等

○ 地域のブランディングの確立

マーケティングに基づき、戦略的な地域づくり、プロモーションを実施し、地域ブランディングを行っていく

○ 地域連携による周遊の促進

近隣の周遊も楽しめる地域となり、広域としての認知度を国内外で高める

2 (3) 千葉県の取組と事業規模

下記は現段階で想定している取組の方向性であり、今後策定予定の「第4次観光立県ちば推進基本計画」における施策の方向性を踏まえながら、宿泊税導入前までに具体的な事業を立案し、県議会の議決を経た上で決定する。

なお、税導入後は、現在設置を検討している使途検証組織の意見を踏まえながら、毎年度の予算編成の中で事業を見直していくことを想定している。

合計 約45億円

①観光・宿泊事業者支援

約14.5億円

- ・宿泊事業者の人材確保や従業員の福利厚生の充実等の取組への支援
- ・宿泊施設の省力化・収益性向上を図る取組や受入環境整備等への支援・DMO等の観光マーケティングの取組などへの支援

②市町村域をまたがる観光地づくり・ 県内観光地の全体的な底上げ

約15億円

- ・観光地の面的整備の実施（観光インフラ等の整備、地域一体となって高付加価値化やDX化等に取り組む地域への支援など）
- ・二次交通の充実や、海外プロモーションの強化等インバウンドの推進など

③市町村交付金

約14億円

- ・市町村による地域のマーケティングやそれに基づく効果的なプロモーション、ブランディングのほか、景観整備や、観光客と地域住民双方に配慮した観光地づくりなどの取組、DMO・観光協会への支援など
- ・近隣市町村と連携し、地域内の周遊の促進を図る取組への支援など

④徴税経費等（宿泊税事務の適正な運営）

約1.5億円

特別徴収義務者報奨金、周知広報、宿泊客・事業者からの相談対応など

【参考】千葉県が組むべき観光振興施策と事業規模
（千葉県観光振興財源検討会議報告書より）

取組の方向性

約32.5億円

①観光人材の確保・育成・定着

約11億円

- ・観光地経営人材の支援等
- ・観光産業人材の支援等
- ・実務人材の確保等

②持続可能な観光地づくり

約14億円

- ・観光客のニーズの把握と地域の多様な資源の磨き上げ
- ・観光資源の有効活用等
- ・二次交通等
- ・宿泊・滞在を延ばす取組

③インバウンドの推進

約4億円

- ・効果的かつ効率的なプロモーションの展開
- ・受入環境の充実
- ・県内周遊の促進及び旅行消費額の増加

④デジタル技術の活用

約3.5億円

- ・観光客のニーズに合った情報提供等
- ・経営効率化のための活用
- ・ビッグデータ等の活用による観光地経営の効率化等
- ・デジタル人材の確保・育成

市町村、DMOへの支援

約11億円

市町村が行う地域ならではの取組の推進

- ・取組の方向性に合致する市町村が行う地域ならではの取組の支援

DMOの設立支援、DMOが行う地域ならではの取組の推進

- ・取組を推進していくための観光地域づくり法人（DMO）の設立等の支援
- ・取組の方向性に合致するDMOが行う地域ならではの取組の支援

宿泊税事務の適正な運営

約1.5億円

事業の具体化に向けて整理

①観光・宿泊事業者支援

※宿泊税を活用した取組の現在の方向性を例示するものであり、具体的な事業は今後策定する「第4次観光立県ちば推進基本計画」を踏まえながら、宿泊税導入前までに立案し、県議会の議決を経た上で決定する。

宿泊事業者向け 人材確保・育成・定着支援

- ◆人材確保に向けた採用活動への支援
- ◆定着に向けた職場環境の改善等の取組支援
- ◆繁閑期の柔軟な人材確保への支援



宿泊事業者向け 施設整備等支援

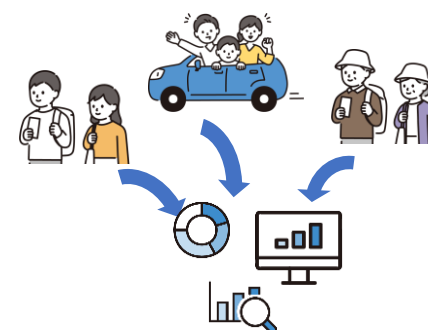
- ◆合宿等団体旅行受入環境整備支援
- ◆施設の高付加価値化等に資する取組支援
- ◆ユニバーサルツーリズム対応（バリアフリー化・インバウンド対応）支援



- ◆省力化・高収益化を目的としたデジタル技術導入支援

DMO・観光協会・観光事業者向け 機能高度化支援

- ◆観光マーケティングの取組など、DMO等の機能高度化への支援



②市町村域をまたがる観光地づくり・県内観光地の全体的な底上げ

市町村域をまたがる観光地づくりのイメージ

※宿泊税を活用した取組の現在の方向性を例示するものであり、具体的な事業は今後策定する「第4次観光立県ちば推進基本計画」を踏まえながら、宿泊税導入前までに立案し、県議会の議決を経た上で決定する。

地域連携体制
の構築

地域計画の
作成

地域計画に基づく施設改修・環境整備・
プロモーション・実証実験・コンテンツ造成など



計画に基づく各種取組

➢ 観光施設・宿泊施設の
整備・改修
(高付加価値化)



➢ 廃校や公民館などの
改修による
観光施設化



➢ 面的なDX化・ユニバーサル対応

➢ 景観・観光インフラの整備



➢ 高付加価値化に資する実証実験・
コンテンツ造成など



その他県内観光地の全体的な底上げを図る取組のイメージ

◆ 二次交通の充実に向けた取組

◆ 千葉県観光資源を活用した取組

◆ 海外プロモーションの強化等インバウンドの推進

◆ 宿泊・滞在を延ばす取組

③市町村交付金

千葉県観光の発展に向けて、県と市町村が一体となって施策を推進する必要があるため、市町村やDMO等において活用できる財源を徴収・配分する市町村交付金制度を創設する。

➡ 各市町村は、交付金を観光振興施策に活用する安定財源として見込むことができる。

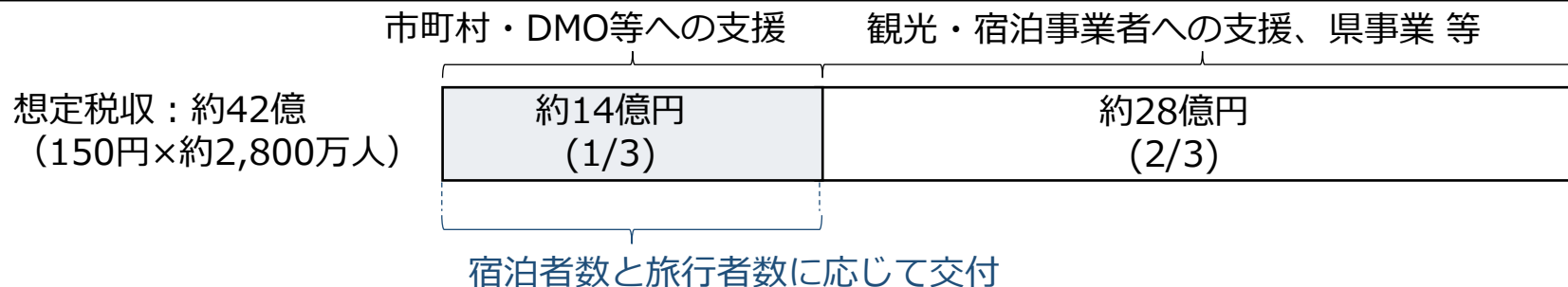
交付金を活用した取組例

- ・ DMOや観光協会が取組への支援
- ・ 人流データ等に基づき観光客の客層やニーズを把握するとともに、ターゲット層などを定めて戦略的にプロモーションを展開する取組
- ・ 滞在時間を延ばし観光消費額を増やすためのコンテンツ造成、磨き上げ
- ・ 魅力的な観光地づくりのため、地域の合意形成に基づき行う景観整備や実証実験
- ・ 地域住民と観光客双方にとって安全で快適な環境を確保するための取組
- ・ 近隣の市町村との周遊性を高めるため、近隣市町村が連携した周遊観光バスの運行 など

【交付のイメージ】

宿泊者数と旅行者数に応じて交付

交付額は、**税込**の1/3（約14億円）の**8割**を各市町村の**宿泊者数**、**残りの2割**を各市町村の**旅行者数**に応じて**按分し算定** ※交付金の最低金額は設定なし



1 税導入の背景

2 宿泊税の使途

3 宿泊税の制度概要

参考

3 (1) 制度概要①

項目	内容	参照
税目名	千葉県宿泊税	1(1)
課税方式	観光振興目的の法定外目的税とする	
課税客体	県内に所在する次の施設又は住宅（以下「宿泊施設」という。）への宿泊 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊） ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）	3(2)
納税義務者	宿泊施設への宿泊者	
課税標準	宿泊施設への宿泊数	
税率	定額制 150円 ※市町村が独自に宿泊税を導入する場合も県の税率は変更なし	3(3)
免税点	なし	
課税免除	教育旅行、部活動・認定地域クラブ活動に伴う宿泊 ①幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校の幼児、児童、生徒、学生又はその引率者 ②保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）、認可外保育施設の満3歳以上の幼児又はその引率者 ③地方公共団体の長又は教育委員会からの認定を受けた認定地域クラブ活動に参加している生徒又はその引率者	3(4)

3 (1) 制度概要②

項目	内容	参照
徴収方法	特別徴収	—
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者その他宿泊税の徴収について便宜を有する者	—
申告納入期限	各月の初日から末日までの間の分を翌月の末日までに申告納入 ※一定の要件を満たす場合、3ヶ月分まとめた申告納入を可能とする	—
特別徴収義務者 報奨金	申告納入期限内に納入した宿泊税の税額に対して2.5%を交付 ※導入当初5年間は0.5%を加算して3.0%とし、全て納期内納入かつ全て電子申告の場合更に0.5%を加算して3.5%とする	—
罰則規定	帳簿の記載義務違反等に関する罪 納税管理人に係る不申告に関する過料	—
使途	1 県全体の観光振興の促進、持続可能な観光地づくりに向けた取組 2 市町村への交付金 3 徴税に係る事務費等	2(1) ~(4)
市町村配分	税収の1/3を市町村に交付金として交付 ※交付額は、税収の1/3の8割を各市町村の宿泊者数、残りの2割を各市町村の旅行者数に応じて按分して算出	
財源管理	宿泊税基金を設置し管理	3(5)
使途検証	検証組織を設置することとし、詳細は有識者、宿泊事業者等で構成する「第4次観光立県ちば推進基本計画」の策定懇談会で検討	
条例の見直し	導入後5年を目途に検討	3(6)
導入時期等	令和8年12月議会に条例上程し、令和10年9月の導入を目指す	—

課税客体※課税の対象となる行為

県内に所在する次の施設又は住宅（以下「宿泊施設」という。）への宿泊

- ・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業に係る施設
- ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）
- ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）

納税義務者

宿泊施設への宿泊者

課税標準

宿泊施設への宿泊数

<考え方>

- ・宿泊者が宿泊行為により受ける行政サービスは宿泊する施設により大きな違いは無いと考えられるため、公平性の観点から、課税客体は上記に列挙した宿泊施設への宿泊とする。

※旅館業法に規定する**下宿営業**に係る施設への宿泊は、一時的な滞在ではない生活の拠点に近い利用と見なせることから、先行自治体の事例も踏まえ、**宿泊税の課税対象外**とする。具体的には以下の場合とする。

- ・**下宿営業許可施設**への宿泊
- ・**旅館・ホテル営業許可**又は**簡易宿所営業許可施設**への**1月以上の期間を単位とした**宿泊

税率

定額制 150円

※市町村が独自に宿泊税を導入する場合も県の税率は変更なし

<考え方>

- ・ 宿泊者から徴収を行っていただく宿泊事業者の事務負担を軽減するため、最も簡素な税制である**一律定額制**を採用する。
 - ・ 税率は**県が取り組むべき観光振興施策の事業規模（約45億円）**から、**県内の延べ宿泊者数（約2,800万人^{※1、2}）**を考慮し、1人1泊につき**150円**とする。
 - ※¹観光庁宿泊旅行統計調査（旅館・ホテル・簡易宿所が対象） 県の延べ宿泊者数：28,286,610人（R6確定値）
 - ※²住宅宿泊事業の宿泊実績（民泊が対象） 県の延べ宿泊者数：91,536人（2024年2月～2025年1月）
- ※1年あたりの税収規模を単純に試算すると**150円×約2,800万人÷約42億円**となる。
- ・ **県内の市町村が独自に宿泊税を導入する場合も、**県が取り組むべき観光振興施策の事業は変わらないことから、**県の税率は変更しない**こととする。

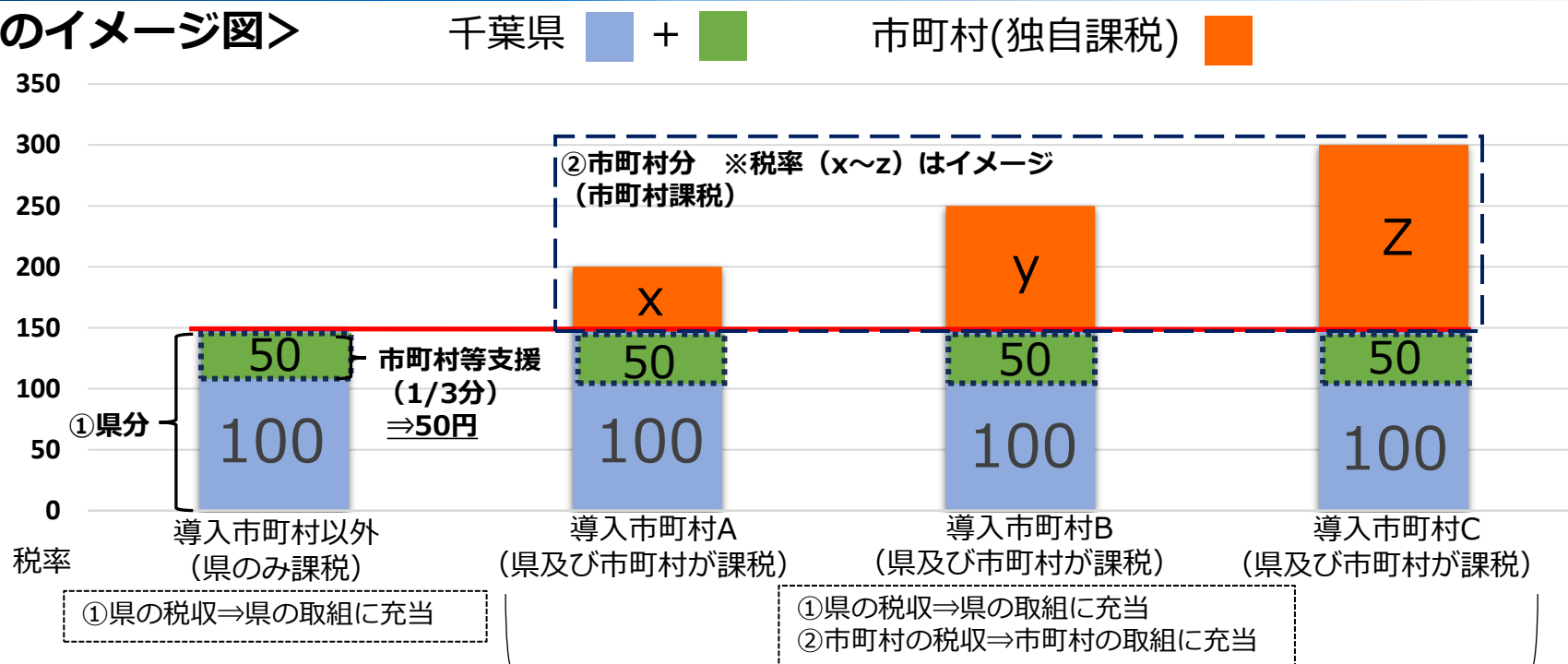
※県の税率は、必要に応じて市町村が独自に宿泊税の課税を検討できるよう、先行団体や現在検討中の団体よりも低額としている。

（参考）独自に宿泊税の課税を検討している市町村について（令和8年6月時点）

- ・ 県内では、千葉市・館山市・木更津市・成田市・鴨川市・浦安市・南房総市・鋸南町の8団体が独自に宿泊税の課税を検討しています。

3 (3) 税率②、免税点

<税率のイメージ図>



※県と市町村が一体となって観光振興を推進するため、**独自課税を行う市町村に対しても、市町村交付金を交付する。**

免税点※素泊まりの宿泊料金が一定金額未満の宿泊者から宿泊税を徴収しない場合のその一定金額のこと
設定しない

<考え方>

- ・免税点を設定すると、**宿泊者ごとに免税点に該当するか否かの仕分けが必要**となり、**宿泊事業者の徴収事務が煩雑になることから、免税点を設定しないこととする。**

課税免除

教育旅行、部活動・認定地域クラブ活動に伴う宿泊

- ①幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校
の幼児、児童、生徒、学生又はその引率者
- ②保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅
訪問型保育事業及び事業所内保育事業）、認可外保育施設の満3歳以上の幼児又はその引率者
- ③地方公共団体の長又は教育委員会からの認定を受けた認定地域クラブ活動に参加している生徒
又はその引率者

<考え方>

- ・課税免除を行う場合には、**課税を不相当とする公益上の事由が必要**であり、**公益性が明確な対象に限定して行う**必要がある。
- ・教育旅行（修学旅行、林間・臨海学校等）は、**学習指導要領等の教育課程に基づく学校教育活動や、保育所保育指針の全体的な計画に基づく活動**であり、**公益性が高いことから、課税を免除**する。
- ・高校までの部活動は、**学習指導要領で教育的意義を認定**されており、**一定の公益性が認められることから、課税を免除**する。
- ・部活動の地域展開として実施する地域クラブ活動は、**部活動と同様に一定の公益性が認められることから、課税を免除**する。

（参考）外国大使等の任務遂行に伴う宿泊について

- ・ウィーン条約に基づく相互主義の観点から、消費税の課税免除の手續に準じ、宿泊税も課税免除とします。

財源管理

「千葉県宿泊税基金（仮称）」を設置する。

<考え方>

- ・徴収した宿泊税を積立て、観光振興施策に充当するため、**一般財源と区別して管理・運用されることが明確化される。**
- ・税収の変動や社会情勢の変化に伴う観光需要、必要な施策の事業規模に柔軟に対応することが可能となる。

使途の検証

- ・検証組織を設置することとし、詳細は有識者、宿泊事業者等で構成する「第4次観光立県ちば推進基本計画」の策定懇談会で検討を行う。
- ・使途の透明性の確保のため、適切な情報公開を実施。

<考え方>

- ・宿泊税の使途は検証組織で議論し、**その結果を県ホームページで公表する。**

（参考）宿泊税の使途の明確化（見える化）について

- ・宿泊税の使途を負担した宿泊者や宿泊事業者等に対して、宿泊税の使途を広くわかりやすく伝えるため、県ホームページでの公表のほか、チラシやポスター、ポップを作成し宿泊施設等に備え付けを依頼します。

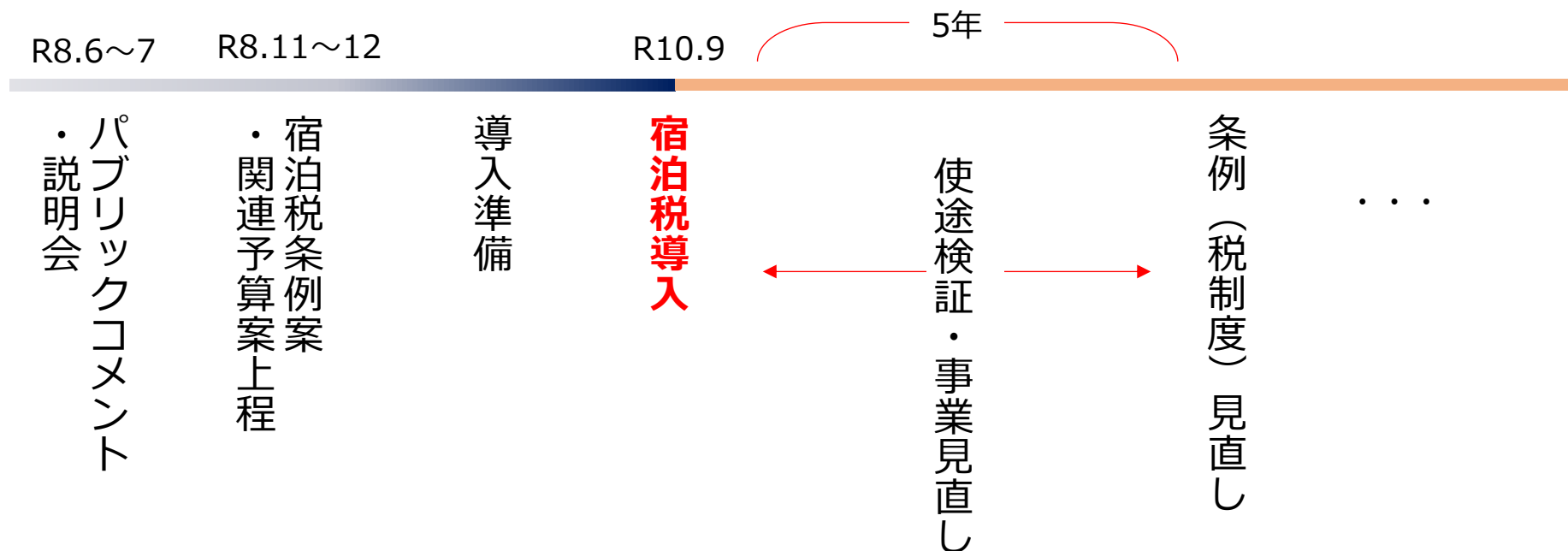
条例の見直し

条例施行後、**5年**を目途に条例（税制度）の見直しを行う。

<考え方>

- ・ 宿泊税施行後の状況調査及び分析に要する期間、見直し内容の検討に係る期間、先行自治体における見直し期間の設定状況を踏まえ、**5年**を目途とする。

【今後のスケジュールのイメージ】



1 税導入の背景

2 宿泊税の使途

3 宿泊税の制度概要

参考

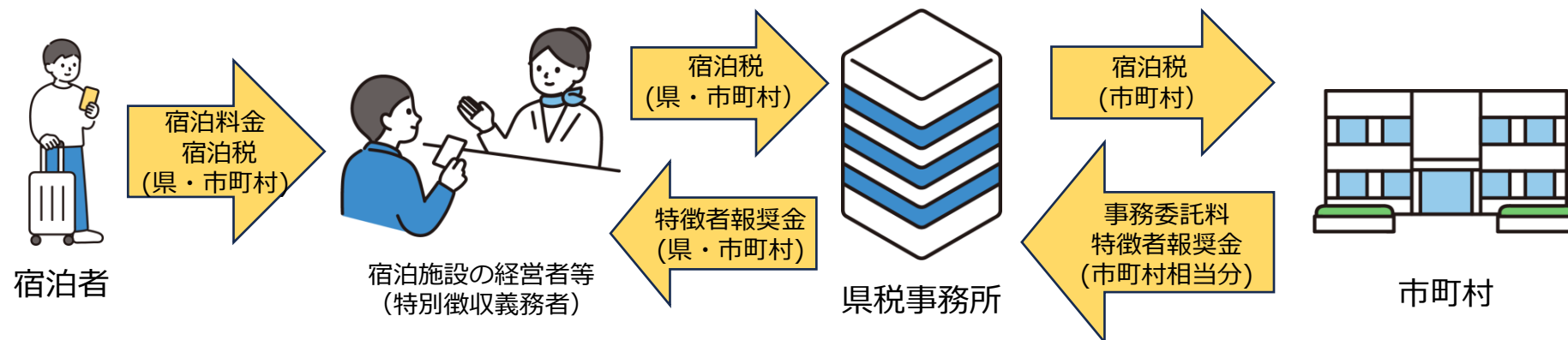
【参考】市町村が独自に宿泊税を導入する場合の徴収事務

- ・市町村の事務や経費に係る負担（徴税職員の確保、税システムの改修等）の軽減を図るため、地方自治法の事務の委託の制度を活用し、県が市町村から、市町村が独自に導入する宿泊税（市町村の独自課税分）の賦課徴収事務の一部を引き受ける。

⇒市町村の独自課税分についても、県が県分と併せて宿泊事業者から申告を受付、内容を確認、収納。県から市町村に払い込みを行う。（申告額の確定等の決裁は市町村で実施）

<徴収事務のフローイメージ>

①宿泊税を独自に導入する市町村（県税＋市町村税） ※市町村でも特別徴収義務者報奨金を導入する場合



②宿泊税を独自に導入する市町村以外（県税のみ）

